様式第７号（第１２条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

美幌町長

児童手当　　支給決定

未支払　　　　　　　　　　 　　　通知書

特例給付　　請求却下

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　児童手当

　　年　　月　　日付で請求のありました未支払　　　　　　　の支給

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　特例給付

支給することに決定

については、次のとおり 　 　しましたので通知します。

請　求　を　却　下

　この処分について不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して３箇月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

　なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この通知書を受けた日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由のない限り、審査請求をすることができなくなります。

　上記の審査請求をしない場合でも、この通知書を受けた日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、美幌町を被告として（訴訟において美幌町を代表する者は美幌町長となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由のない限り、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支払の内容 | 支払期間 | 　　　　　年　　　月分から　　 年 月分まで |
| 支払金額 | 円 |
| 支払年月日 |  　　　　　 　　年　　　　　月　　　　　日 |
| 支払方法 |  |
| 却下の理由 |  |

記